

タブレット回収にご協力ください

本町のタブレット端末は、ひかり電話等のNTTサービスへ加入された方にお配りして、役場からの情報等をお知らせしてきました。しかし、機器の老朽化等の理由から、平成29年度より「自主放送事業」を実施し、タブレットに替わってテレビで情報を配信する体制を整えました。

本年4月1日（日）からは西ノ島チャンネル（11ch）の放送を開始しており、データ放送も活用して役場からのお知らせ等を放送しています。また、10月からは西ノ島情報アプリの提供を開始しており、お手持ちの携帯電話等にアプリをダウンロードしていただくと、島外にいても西ノ島チャンネルのデータ放送の内容をご覧いただくことが可能です。

※西ノ島情報アプリは無料のアプリです。

アプリケーションストアにて「西ノ島町情報アプリ」と検索し、ダウンロードしてください。



上記のことから、タブレットへの情報配信は9月30日（日）をもって停止し、今後は西ノ島チャンネルと情報アプリにて役場からのお知らせ等を配信しますので、お配りしたタブレットは不要になります。

お配りしたタブレットは各地区の集会所等で回収予定ですが、詳しい日時等については、別途回覧板にてお知らせします。なお、役場と別府支所でも随時回収を行っておりますので、既に不要となった方はご返却下さい。



▲タブレット物品

左：電源ケーブルとクレードル（タブレットを置く台）、右：タブレット本体

西ノ島チャンネルのご利用は無料です

タブレットのご利用にはNTTサービスへの加入（有料）が必要でしたが、ご自宅のテレビへの情報配信に切り替えたことで、西ノ島チャンネルを無料でご利用いただくことが可能となりました（ただし、V-O N Uの設置が無いお宅については、別途有料にて、V-O N Uの設置とテレビ宅内配線工事が必要です）。

中央公民館の休館日 変更のお知らせ

平成30年10月1日(月)から「中央公民館」の休館日が左記のとおり変更となります。

皆さまにご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

■休館日

土曜日、日曜日、祝日、

及び12月28日～1月4日

(右記曜日でも、イベントや行事等のある日はこの限りではありません。)

【お問い合わせ先】

西ノ島町教育委員会

085141610171

島根県司法書士会より

お詫びと訂正

広報西ノ島9月号13ページに掲載した無料法律相談会開催について、「法の日(10月1日)記念開催」の開催日に誤りがありました。正しくは左記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

■開催場所・日時

△隠岐の島町会場：隠岐島文化会館△

10月4日(木) 13時～16時

「しまね版特区」申請受付

「しまね版特区」は、みなさんが地域の活性化のため取り組もうとしている事業が、様々な規制により実施が困難なときに、規制の特例措置を設けることによってその実現をはかる制度です。

市町村、民間事業者(NPO、住民グループ、民間企業など)どなたでも申請可能です。申請にあたっては、受付期間に関わらずお気軽にご相談ください。

■申請受付期間

10月15日(月)～10月29日(月)

【お問い合わせ先】

島根県しまね暮らし推進課

電話 0852212216234

FAX 0852212215761

※詳しくは、島根県しまね暮らし推進課のホームページをご覧ください。



行政相談週間と 行政相談所開設のご案内

総務省の行政相談は、国や役所等の仕事についての相談を受け付け、必要に応じ、公正・中立な立場からあっせんを行い、その解決を促進するとともに、皆様の声を行政運営の改善に役立てています。

総務省では、10月15日(月)から21日(日)の一週間を「行政相談週間」と定めております。

西ノ島町では、総務省が委嘱した行政相談委員が3月、6月、9月、12月に定例で行っている行政相談とは別に、左記のとおり行政相談所を開設し、住民の皆様から国の行政などへの苦情や意見・要望等を受け付けます。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にお越しください。

■日時

10月19日(金) 午前10時～12時

■場所

浦郷シルバー会館

■行政相談委員

小新 芳枝

【お問い合わせ先】

島根行政監視・行政相談センター

085212113630

2018年漁業センサスに ご協力をお願いします

平成30年11月1日現在(流通加工調査は平成31年1月1日現在)で、「2018年漁業センサス」を実施します。

「漁業センサス」は、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業などの漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握することを目的に、統計法に基づいて5年ごとに行う大規模な調査です。

10月中旬(流通加工調査は1月上旬)から調査員が漁業関係者の方々に訪問し、調査書類をお配りします。

調査への回答は、インターネットでの回答又は紙の調査票での回答をお願いします。

調査結果は、統計を作成するためだけに使われます。統計調査員や調査関係者が、個人の調査内容を他に漏らしたり、課税等そのための目的に使用することは法律で厳しく禁じられています。安心してありのままをご回答くださるようお願いいたします。

「漁業センサス」は、漁業の現状を知り将来を考えるための大切な調査です。皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしく願います。